当事者が語るアフターケアの課題とあり方 -児童養飾設のケースから-

北海道医療大学 片山 寛信 (009094)

キーワード: 児童養勤施設・アフターケア・当事者主体支援

1. 研究目的

本研究は、児童養護施設退所者(以下当事者)にインタビューを行い、当事者が感じるアフターケアの課題と、求めるアフターケアのあり方を明らかにすることを目的とする.

全国の児童養護施設には、児童虐待をはじめとした様々な理由により、約30,000人が措置入所し生活を 営んでいる。これらの子どもたちは、施設退所までに入所前の養護問題が解決しないまま施設退所に至る ケースもあり、「無条件で頼ることができる存在がいない」(ふたばふらっとホーム、2012)状況で、ライ フステージごとに、困難や逆境に遭遇することとなる。そのため、施設入所中の生活支援であるインケア はもちろんのこと、施設退所後の支援であるアフターケアも非常に重要であると考えられる。

2005年の児童福祉法改正で、アフターケアは児童養護施設の業務として明記された.しかし児童養護施設で実施されているアフターケアについて、伊藤(2010)、宮田・田中(2013)、櫻谷(2014)らの先行研究で、人手不足や、実践でかかる費用の課題、職員個人での働きかけが多く、複雑な支援内容への介入の困難といった課題が明らかにされている.

アフターケアに関する先行研究は多く見られるが、児童養護施設職員を対象とした調査が多く、当事者 本人へのインタビューによる調査・研究はまだまだ散見される程度である。対人援助の現場において当事 者の語りを聴くことは、「『専門知』や『理論』といった外側からの枠組みでは理解できないもの」であり、

「語り手の中にある個人の小さな『理論(説明モデル)』を聴き取ることが…対人援助に携わる人々に求められ」(山本,2016) ている。2017 年度には社会的養護自立支援事業が開始され、新しい社会的養育ビジョンも示される等社会的養護の改革が進んでいる中、当事者自身からアフターケアに対しての語りを聴くことは、今後の支援を発展させていくためにも、利用者主体の権利擁護の視点からも意義があるといえる。

2. 研究の視点および方法

1) 調査対象

本研究では、2005年の児童福祉法改正においてアフターケアが児童養護施設の業務として定められた後に、北海道にある児童養護施設から退所し、高校卒業後の4月から1人暮らしをしたケースに焦点を当てた分析を行なった。

インタビューは、個別の半構造化面接をプライバシーが確保できる個室で実施、調査対象者の了承を得た上で、IC レコーダーで録音を行なった. 1人あたりのインタビュー時間は約40分~約90分である. 調査実施期間は2016年6月から2016年8月である.

2) 質問項目

インタビューにおける主な質問項目は、アフターケアについての知識、出身施設から実施されたアフターケアについて、実施して欲しい支援について、等である.

3) 分析方法

本研究は「分析手続きが明瞭であり、小規模のデータにも適用でき」、「手続きに従って作業を進めることで、それに無理なく導かれて、分析を完結させることができる」(大谷、2011)ことが特徴である質的データ分析の手法の1つ、大谷(2008、2011)によって開発された SCAT (Steps for Coding and Theorization)を参考に分析を行なった。

3. 倫理的配慮

本研究では調査対象者のプライバシーに関わる内容についての質問が想定されるため、調査対象者の安全と人権を最優先するため充分な配慮と注意を払った、北海道医療大学大学院看護福祉学研究科倫理審査委員会に申請し承認を得て実施した、(2016 年 4 月 28 日 承認番号: 16N005004)

4. 研究結果

【当事者が感じるアフターケアの課題】(一部抜粋)

- ・施設への在籍が存在の証明であり,退所後は出身施設に所属感を感じられず,相談がしづらい.
- ・ 退所後は施設に関わって欲しくない人もいる. 全員に行うのは違和感がある.
- ・施設は過去の存在で、施設退所後の生活における困難についての相談がしづらい、
- ・アフターケアの実践が施設入所中に見えなければ、説明を受けても具体的イメージが持てない.
- ロ頭説明だけでは、安心ができない。何を行うのかの計画書がない。

【当事者が求めるアフターケアのあり方】(一部抜粋)

- ・ 施設への所属感喪失による疎外感への配慮.
- ・ 画一化された支援ではなく、本人希望に沿った当事者主体の個別化された支援.
- ・職員個人に依存しない組織的な支援.
- ・アフターケア計画書が作成された、計画的な支援.
- ・ 当事者から次代の当事者へ知識や経験の伝承を行い、苦労の連鎖の阻止を行う支援.

5. 考察

今回の研究結果から以下が示唆された. ①画一化されたアフターケアを無差別無条件に実施するのではなく,当事者の意見や希望を踏まえた個別化された支援計画を当事者と共同で作成し実施する当事者主体支援. ②施設への相談のしづらさの解消の為,相談の窓口となる職員,実働する職員を明確化する等,児童養護施設における組織的かつ継続的なアフターケア体制の構築や,退所後も当事者が出身施設に帰省しやすい居場所作り. ③当事者がロールモデルとして役割を持つ,当事者同士の交流の機会作りの必要性.

謝辞

本研究は、修士論文「退所者が求める児童養護施設におけるアフターケアの現状と課題」(2017年3月) の調査研究の一部である. 調査研究の実施にあたり、調査研究にご協力下さった児童養護施設退所者の皆様に深く感謝いたします.